

独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会（第21回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年6月29日（火） 13:00～15:00
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 有信、勝方、金田、小出、高祖、佐々木（毅）、佐々木（雄）、関根、林、マルクス、松本、丸本、矢田の各評議員
（郷、榊原、白井、納谷、濱田、村松、森脇の各評議員は委任状提出）
平野機構長、岡本理事、福島理事、内海監事、館監事、河野評価研究部長、中原学位審査研究部長、川口特任教授、一居管理部長、小杉評価事業部長ほか機構関係者
- 4 会長及び副会長の選出
評議員会規則第3条第2項に基づく互選の結果、会長に佐々木毅評議員が、副会長に小出忠孝評議員が選出された。
- 5 評議員会（第20回）議事要旨について
平成22年3月26日に開催された評議員会（第20回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。
- 6 議 事

（1）平成21事業年度に係る業務の実績について

独立行政法人通則法第32条第1項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成21事業年度業務実績報告書等について審議が行われ、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

（○：評議員 ●：事務局 以下同じ）

○ 一般管理費については3%、その他の事業費については4.2%の削減を達成したとの記載があるが、何らかの方針に基づくものなのか、あるいは自主努力によるものなのか。

● 政府全体の方針として、一般管理費については毎年3%減、その他の事業費については毎年1%減という基準が定められている。

○ 平成20年度に実施した国立大学法人評価に係る検証結果報告書では、機構が実施した評価について非常に真摯に分析がなされており、今後効率的な評価を実施するための課題事項や、更に検証が必要な事項等が整理されていたが、次の段階として、これらの課題事項等をどのように解決していくのか。

● 報告書に記載した課題事項等並びに、今後の国立大学法人評価の在り方については、機構の国立大学教育研究評価委員会や評価研究部において検討を続けているところ。また、平成22年6月28日に開催された国立大学法人評価委員会において、第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点・基本方針が示されており、機構としては、文部科学省から委託される立場ではあるが、それらを踏まえた報告、提案をしていこうと考えている。

(2) 平成 21 事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条第 1 項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けることとされている平成 21 事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

○ 評価手数料収入が 1 億 6,800 万円に対して、損益計算書上の大学評価事業経費は約 6 億 300 万円となっている。他の認証評価機関を見ても一概に損益バランスがとれているとは言えないが、機構として、評価手数料収入によって賄うべき範囲についての基本的な考え方はあるのか。

● 直接評価事業に係る部分、例えば、評価者に対する謝金、旅費等の経費については、評価手数料収入で賄うという考え方はある。しかしながら、各事業を遂行する上で管理運営部門に係る経費は当然かかってくるものであり、評価手数料収入を上回る経費が必要となる。そのような不足分については、運営費交付金を充てているという状況である。

○ 認証評価について広く捉えた場合、高等教育の質保証に関する海外調査等の研究活動も認証評価を支える活動として必要不可欠であり、また、今後は分野別評価の議論も加わってくると思われる。認証評価事業そのものだけでなく、認証評価の在り方を踏まえた費用配分あるいは手数料の考え方を明確にしておく必要があるのではないか。

○ 資料 4-4「平成 21 事業年度事業報告書（案）」の冒頭に「I. 国民の皆様へ」とあることから、本資料は国民への説明を意識した資料かと思うが、事業実施に際しての観点や事業の取組状況等をより具体的に記載した方が、国民に対してインパクトがある資料となるのではないか。

(3) 行政刷新会議による事業仕分けの結果について

平成 22 年 4 月 28 日に行われた行政刷新会議による事業仕分けの結果について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 事業仕分けの結果に対して、今後、どのように動いていくのかは分からないが、各事業について、国がやるべきことに対する相応の見識を持った基本的な考え方を整理して示していく必要がある。

また、認証評価事業については、機構以外の認証評価機関は、基本的には評価手数料収入を財源とした事業運営を念頭に置いていると思われるが、機構は評価手数料収入に加えて運営費交付金を充てての事業運営となっており、この点に関しては、競争上不公平であるという議論が成り立つこととなる。そういった考え方に対し、機構が行う認証評価のスタンスや評価の内容、質がどれだけ共通化されているか、また、国際的な同等性をどのように確保していくか等の問題の解決に果たす役割を明確にしながら、機構として認証評価事業を継続することを主張していくべきであると考えられる。

(4) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。

(5) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。

7 その他

次回の評議員会は、機構の事業の進捗状況をみて開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。